

大阪地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 賃料債権配当処分取消及び不当利得返還請求事件  
国側当事者・国（大阪国税局長）  
令和3年9月1日却下・棄却・控訴

判 決

原告 X  
被告 国  
同代表者法務大臣 上川 陽子  
処分行政庁 大阪国税局長  
吉井 浩  
指定代理人 別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の訴えのうち、令和元年8月9日付け配当計算書記載の配当処分の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

- 1 大阪国税局長が原告に対してした令和元年8月9日付け配当計算書記載の配当処分を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、142万4384円及びこれに対する令和3年1月15日から支払済みまで年7.3%の割合による金員を支払え。
- 3 (1) 被告は、原告に対し、142万4384円及びこれに対する令和3年1月15日から支払済みまで年7.3%の割合による金員を支払え（主位的請求）。  
(2) 被告は、原告に対し、71万2192円及びこれに対する令和3年1月15日から支払済みまで年7.3%の割合による金員を支払え（予備的請求）。

第2 事案の概要

本件は、①処分行政庁が、原告の滞納国税を徴収するため、原告の第三者に対する賃料債権（1か月分17万8048円）を差し押さえ、その後取立てを行い、給付を受けた金銭の全額を滞納国税に配当する旨の処分（以下「本件配当処分」という。）をしたところ、原告が、上記滞納国税の徴収権は時効により消滅しているから本件配当処分は違法であるなどと主張して、  
(ア) 本件配当処分の取消しを求める（請求の趣旨1）とともに、(イ) 本件配当処分が違法であることを前提に、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件配当処分によって滞納国税に配当された640万9728円（36か月分）の一部である142万4384円（8か月分）及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和3年1月15日から支払済みまで国税通則法（以下「通則法」という。）所定の還付加算金の割合と同割合の年7.3%の割合によ

る遅延損害金の支払を求める事案（請求の趣旨2）、並びに②大阪国税局徴収職員が、原告の滞納国税を徴収するため、原告の第三者に対する賃料債権を差し押さえ、その後取立てを行ったところ、原告が、（ア）主位的には、上記滞納国税は、差押解除通知書により消滅していると主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、上記賃料債権の差押えに基づいて被告が取り立てた平成25年12月分から平成27年12月分までの賃料債権445万1200円（25か月分）の一部である142万4384円（8か月分）及びこれに対する訴状送達の日（令和3年1月15日）の翌日である令和3年1月15日から支払済みまで通則法所定の還付加算金の割合と同割合の年7.3%による遅延損害金の支払を求め（請求の趣旨3（1））、（イ）予備的に、上記賃料債権の差押えに基づいて平成16年7月分から平成27年12月分までの賃料債権（138か月分）を取り立てておきながら、うち71万2192円（4か月分）について上記滞納国税への充当を怠っていると主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、71万2192円及びこれに対する訴状送達の日（令和3年1月15日）の翌日である令和3年1月15日から支払済みまで通則法所定の還付加算金の割合と同割合の年7.3%による遅延損害金の支払を求める事案（請求の趣旨3（2））から成る。

#### 1 関係法令等の定め

別紙「関係法令等の定め」記載のとおりである。なお、同別紙において定める略称等は、以下においても用いることとする。

#### 2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

##### （1）相続の開始

###### ア 第一次相続

A（以下「A」といい、同人を含む相続人につき初出以降は名で略称する。）は、平成3年6月●日死亡した。その相続人は、別紙「相続人関係図」のとおり、長男であるB（原告の父）、養子であるC（Bの妻、原告の母）、養子である原告（B及びCの長女）、養子であるD（原告の夫）、長女であるE、二女であるF、二男であるG、養子であるH（Gの妻）、養子であるI（G及びHの長男）及び三男であるJの10名であった（以下、被相続人をAとする相続を「第一次相続」という。）。

###### イ 第二次相続

Bは、平成19年10月●日死亡した。その相続人は、妻であるC、長女である原告、養子であるD及び二女であるKの4名であった（以下、被相続人をBとする相続を「第二次相続」という。）。

###### ウ 第三次相続

Kは、平成24年6月●日死亡した。その相続人は、母であるC1名であった（以下、被相続人をKとする相続を「第三次相続」という。）。

###### エ 第四次相続

Cは、平成28年3月●日死亡した。その相続人は、長女である原告及び養子であるDの2名であった（以下、被相続人をCとする相続を「第四次相続」という。）。

##### （2）Bによる相続税の申告等

ア Bは、枚方税務署長に対し、平成3年12月24日、相続税の申告書を提出して第一次相続に係る相続税の申告（納付すべき税額5億1488万6200円。以下「本件申告」

という。)をするとともに、本件申告に係る相続税のうち1億1357万7100円について、相続税物納申請書を提出して物納申請(以下「本件物納申請1」という。)をした(乙1、6)。

イ 本件物納申請1に係る申請書の「徴収猶予決議」欄には、決議日として「3・12・27」の日付印が押された上で、署長、副署長、総務課長の各決裁欄には「委任事項」との印が、統括官の決裁欄には同人の印が、それぞれ押されている(以下、この決議欄にてされたと被告が主張する決議を「本件徴収猶予決議1」という。乙6)。

ウ Bは、枚方税務署長に対し、平成6年10月4日、相続税の修正申告書を提出して本件申告の修正申告(増差税額57万0200円。以下「本件修正申告」という。)をするとともに、本件修正申告に係る相続税57万0200円について、相続税物納申請書を提出して物納申請(以下「本件物納申請2」といい、本件物納申請1と併せて「本件各物納申請」という。)をした(乙8、9)。

エ 本件物納申請2に係る徴収猶予決議書には本件物納申請2に係る相続税について、同月5日から物納申請の許可又は却下がされるまでの間、その徴収を猶予する旨の記載があり、署長、副署長、総務課長の各決裁欄には「委任事項」との印が、統括官の決裁欄には同人の印が、それぞれ押されている(以下、この決議書にてされたと被告が主張する決議を「本件徴収猶予決議2」といい、本件徴収猶予決議1と併せて「本件各徴収猶予決議」という。乙10)。

オ 枚方税務署長から通則法43条3項に基づき徴収の引継ぎを受けた大阪国税局長は、平成11年6月10日、Bに対し、物納申請財産に所有権移転登記抹消予告登記がされていることを理由として、本件各物納申請に係る物納財産について変更を要求した。B(ただし同様に物納申請に係る物納財産についての変更要求をされたDを選定当事者として選定)は、この物納財産変更要求を不服としてその取消訴訟を提起したが、その請求を棄却する判決がされ、同判決は控訴棄却判決及び上告棄却・上告不受理決定をもって平成14年9月26日に確定した。大阪国税局長は、Bがその後も物納財産変更要求に応じなかったため、平成14年11月15日、本件各物納申請をいずれも却下した。

(以下につき、乙12、13、15の1)

カ 大阪国税局長は、本件申告及び本件修正申告に係るBの滞納国税を徴収するため、平成16年5月31日付けで、Bが所有する別紙物件目録5記載の土地(以下「本件雑種地」という。)を差し押さえ、同年6月1日、その旨の登記を経由した(甲5、10)。同差押えは本件の口頭弁論終結時においても継続中である。

### (3) 第二次相続ないし第四次相続による納税義務の承継

第一次相続に係るBの相続税の納税義務は、第二次相続によりC、原告、D及びKに承継され、第三次相続によりKからCに相続され、第四次相続によりCから原告及びDに承継された。

### (4) 本件配当処分に至る経緯

ア 第一次相続による不動産の取得

原告は、第一次相続により、別紙物件目録1記載の土地(以下「本件宅地」という。)及びその上の別紙物件目録2記載の建物(以下「本件建物」という。)を取得し、平成3年12月26日、本件宅地及び本件建物について相続を原因とする所有権移転登記をした

(甲1、2)。

イ 金融機関による競売の申立て

本件宅地及び本件建物について、昭和62年4月30日設定の根抵当権者が大阪地方裁判所に競売の申立てをし、平成7年6月2日競売開始決定がされ、同月5日その旨の登記がされた(甲1、2)。

ウ 枚方税務署長による本件宅地及び本件建物の差押え

枚方税務署長は、原告の滞納国税を徴収するため、平成7年6月27日、本件宅地及び本件建物を差し押え、同月28日、その旨の登記がされた(甲1、2)。

その後、大阪国税局長は、枚方税務署長から、通則法43条3項に基づき、徴収の引継ぎを受けた。

エ 競売による本件建物の売却等

上記イの競売事件において、本件建物は平成8年9月27日売却され、同月30日、買受人であるL(以下「L」という。)への所有権移転登記がされた(甲2)。他方、本件宅地については、競売において売却されることなく、平成9年1月9日、競売申立ての取下げがされた(甲1)。

オ 遺留分減殺による所有権一部移転登記

Aの相続人であるE及びFは、本件宅地について、原告に対して遺留分減殺請求権を行使し、平成13年9月17日、平成4年1月22日遺留分減殺を原因とする所有権一部移転登記を経由した(甲1)。

カ 本件宅地の賃料債権の差押え(L個人を第三債務者とするもの)

大阪国税局徴収職員は、原告が別表滞納税金目録記載の国税を滞納しているとして、その徴収のため、平成16年6月4日、原告が本件宅地の原告持分について本件建物の所有者であるLに対して有する同年7月分以降の賃料支払請求権(1か月分17万8048円)を差し押さえ(以下「本件賃料債権差押処分1」という。)、その後、同賃料債権の取立てを続けた(甲6。なお、後述のとおり、原告は、滞納国税の範囲を含めて、本件賃料債権差押処分1の効力を争っている。また本件賃料債権差押処分1に基づいて取立てが完了した範囲について、当事者間で争いがある。)

キ 本件建物の所有権移転

Lは、平成27年12月31日、本件建物の所有権を売買により株式会社Mに移転し、平成28年1月18日、その旨の所有権移転登記がされた(甲2)。

(5) 従前の訴訟経過

ア D(原告、C及びKを選定者とする選定当事者)は、被告に対し、本件宅地を含む複数の不動産について、本件申告及び本件修正申告に係る相続税の徴収のためにされた平成18年7月6日又は同月7日付け参加差押処分の取消訴訟を当庁に提起した。Dは、その違法事由の1つとして、上記相続税債務が消滅時効により消滅したと主張した。

当庁は、上記相続税債務につき専決権限を有する統括官が徴収猶予決議書を作成することにより物納申請に伴う徴収猶予の決議がされていたと認められ、これにより、物納申請を却下した平成14年11月15日まで消滅時効が停止していたといえることから、上記参加差押まで消滅時効期間が経過していないとして消滅時効の主張を排斥するなどして請求棄却判決をし(乙15の1)、同判決は控訴棄却判決(乙15の2)並びに上告及び上

告受理申立却下決定（乙15の3）により確定した。

イ D（原告及びCを選定者とする選定当事者）は、被告に対し、同人ら共有建物について、本件申告及び本件修正申告に係る相続税の徴収のためにされた平成22年3月17日付け差押処分の取消訴訟を当庁に提起した。Dは、その違法事由の1つとして、上記相続税債務が消滅時効により消滅したと主張した。

当庁は、上記相続税債務につき徴収猶予決議がされたことはその旨の担当国税徴収官作成の陳述書から認めることができ、徴収猶予の通知を待たずにその効力が発生すること、仮にそうでなくともその旨の通知がされたものと認められ、これにより、物納申請を却下した平成14年1月15日まで消滅時効が停止していたことから、上記参加差押まで消滅時効期間が経過していないとして消滅時効の主張を排斥するなどして請求棄却判決をし（乙16の1）、同判決は控訴棄却判決（乙16の2）並びに上告状却下命令（乙16の3）により確定した。

#### （6）本件配当処分及び審査請求の経過

ア 本件宅地の賃料債権の差押え（株式会社Mを第三債務者とするもの）

大阪国税局徴収職員は、原告が別表「原告の国税（本件賃料債権差押処分2に係るもの）」（以下、同別表記載の国税を番号ごとに「別表滞納国税1」などという。）記載の国税を滞納しているとして、その徴収のため、令和元年8月7日、原告が本件宅地の原告持分について株式会社Mに対して有する平成28年1月分から平成30年12月分まで（36か月分）の賃料支払請求権640万9728円を差し押さえ（以下「本件賃料債権差押処分2」という。）、令和元年8月8日、その全額を株式会社Mから取り立てた（甲9、乙2、3。なお、後述のとおり、原告は、滞納国税の範囲を含めて、本件賃料債権差押処分2の効力を争っている。）。

イ 取り立てた金銭の配当（本件配当処分）

大阪国税局長は、令和元年8月9日、換価代金等の交付期日を同月16日午前10時00分として、上記アのとおり取り立てた640万9728円の全額を滞納国税に配当する旨の配当処分を行い（本件配当処分）、同月16日、滞納国税（別表滞納国税3を含む。）に充当した（甲11、乙3）。

ウ 審査請求

原告は、令和2年2月17日、国税不服審判所長に対し、本件配当処分の取消しを求め審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

これに対し、国税不服審判所長は、令和2年5月11日、換価代金等の配当処分に関し欠陥があることを理由とする不服申立ては、換価代金等の交付期日まででなければすることができないところ、本件審査請求は同期日後にされたものであり不適法であるとの理由で、本件審査請求を却下する旨の裁決をした（乙4、5）。

#### （7）担保不動産の差押えとその解除

ア 別紙物件目録3及び4記載の各土地（以下、併せて「本件担保不動産」という。）は、第一次相続によりDが取得した土地であり、平成4年8月24日、Dを債務者とする第一次相続に係る相続税及び利子税の合計4512万円を被担保債権額とする第1順位の抵当権が、また、原告を債務者とする第一次相続に係る相続税及び利子税の合計9475万2000円を被担保債権額とする第2順位の抵当権が、それぞれ設定され、同日その旨の抵

当権設定登記がされた（甲 3、4）。

イ 枚方税務署は、原告が国税（平成 4 年度相続税（納期限：同年 1 2 月 2 4 日）、平成 6 年度相続税（納期限：同年 1 2 月 2 2 日、同月 2 6 日）及び平成 7 年度相続税（納期限：同年 5 月 3 0 日））を滞納しているとして、その徴収のため、平成 7 年 6 月 1 5 日付け差押書（甲 7。以下「本件担保物処分差押書」という。）を原告に送付し、本件担保不動産を差し押えた。

ウ 大阪国税局長は、平成 2 5 年 6 月 2 4 日付け差押解除通知書（甲 8。以下「本件差押解除通知書」という。）を原告に送付し、上記イの本件担保不動産の差押えを解除した。

### 3 争点

#### (1) 請求の趣旨 1

ア 本件配当処分の取消訴訟の適法性（不服申立前置の遵守の有無）（争点 1）

イ 本件配当処分の適法性（争点 2）

#### (2) 請求の趣旨 2

別表滞納国税 3（第一次相続に係る相続税のうち本件各物納申請に係る部分）について時効により消滅したか否か（争点 3）

#### (3) 請求の趣旨 3（1）

本件差押解除通知書により、本件担保物処分差押書記載の差押えに係る原告の滞納国税の全額が消滅したか否か（争点 4）

#### (4) 請求の趣旨 3（2）

本件賃料債権差押処分 1 に基づき平成 1 6 年 7 月分から平成 2 7 年 1 2 月分（1 3 8 か月分）までの賃料債権が全て取り立てられたか否か（争点 5）

### 4 争点に関する当事者の主張の要旨

#### (1) 争点 1（本件配当処分の取消訴訟の適法性（不服申立前置の遵守の有無））

(被告の主張の要旨)

換価代金等の配当処分に関し欠陥があることを理由とする不服申立ては、換価代金等の交付期日まででなければすることができない（徴収法 1 7 1 条 1 項 4 号）。

本件では、換価代金の交付期日は令和元年 8 月 1 6 日午前 1 0 時であるところ、原告が本件配当処分の取消しを求めて本件審査請求をしたのは令和 2 年 2 月 1 7 日であるから、本件審査請求は法定の不服申立ての期限を経過した後にされた不適法なものである。したがって、本件配当処分の取消しを求める請求は、適法な審査請求の前置（通則法 1 1 5 条）を欠いた不適法なものである。

(原告の主張の要旨)

本件配当処分は、配当金を受けるべき者の権利の存否、額等を確定する行為ではないことから、本件審査請求を却下した判決は明白に誤っている。

#### (2) 争点 2（本件配当処分の適法性）

(原告の主張の要旨)

ア 本件配当処分は、取り立てた賃料債権を平成 8 年 1 2 月 2 4 日に徴収権の消滅時効が完成した別表滞納国税 3 に充当するものであり（詳細は後記争点 3）、違法である。

イ 本件配当処分に係る配当計算書（令和元年 8 月 9 日付け）及びその前に送達された差押調書（同月 7 日付け）には、どの国税に配当されたのかの記載がないことから、不利益処

分の理由不備及び徴収法施行令49条1項3号違反の違法がある。

ウ 配当されたという上記賃料債権640万9728円(36か月分)は原告の滞納国税に充当されていないことから、被告は当該賃料債権相当額の利益を受け、そのために原告に損失を及ぼしている。したがって、上記賃料債権相当額640万9728円(36か月分)の一部である142万4384円(8か月分)の返還を求める。

(被告の主張の要旨)

ア 別表滞納国税3は時効により消滅していない(詳細は後記争点3)。

イ 本件配当処分に係る配当計算書謄本には、①徴収法施行令49条所定の配当計算書の記載事項が記載されるとともに、②処分の根拠法条についても、配当計算書の根拠規定として徴収法131条、配当処分の根拠規定として徴収法129条1項がそれぞれ記載されているから、理由の提示に欠けるところはないし、徴収法施行令49条1項3号に違反するものでもない。

(3) 争点3(別表滞納国税3(第一次相続に係る相続税のうち本件各物納申請に係る部分)について時効により消滅したか否か)

(原告の主張の要旨)

ア 本件配当処分は、取り立てた賃料債権640万9728円(36か月分)を別表滞納国税3(Bに対する相続税の一部を原告が相続したもの)に充当するものであるが、Bに対する相続税の徴収権は、法定納期限(平成3年12月24日)の翌日から5年後の平成8年12月24日の時点で時効により消滅した。

イ 被告は、本件各徴収猶予決議により時効が中断したと主張するが、以下の理由により、本件各徴収猶予決議による時効の中断は生じない。

(ア) 相続税法40条1項の規定により、徴収猶予権者は税務署長のみである。「管理事務提要(延納・物納編)」においては、物納申請に対しては、当該物納申請書の「徴収猶予決議欄」で決裁を受けた後、官印を押なつた上、納税者に送付するとされているところ、本件各物納申請は、申請書の徴収猶予決議欄で決裁を受けていないことから、本件各徴収猶予決議は成立していない。

(イ) 文書発送記録簿が現存しないことなどからすれば、本件各徴収猶予決議はBに通知されていない。

ウ 上記賃料債権640万9728円(36か月分)が原告の滞納国税に充当されていないことから、被告は当該賃料債権相当額の利益を受け、そのために原告に損失を及ぼしている。したがって、上記賃料債権相当額640万9728円(36か月分)の一部である142万4384円(8か月分)の返還を求める。

(被告の主張の要旨)

ア 徴収猶予による時効の停止

Bの本件申告に係る相続税の法定納期限は平成3年12月24日であるが、同月27日、物納申請に係る相続税について、その徴収を猶予する本件徴収猶予決議1がされたことから、同日から平成14年11月15日付けで本件物納申請1が却下されるまでの間は、徴収の猶予により時効が進行しない(通則法73条4項)。そして、平成16年5月31日付けで本件雑種地の差押えがされたことによって時効中断し(通則法72条3項、民法(平成29年法律第44号による改正前のもの。以下「改正前民法」という。)147条

2号)、その差押えは現在も継続中である。

また、Bの本件修正申告に係る相続税の法定納期限は平成3年12月24日であるが、修正申告は時効中断事由としての承認に該当するから(通則法72条3項、改正前民法147条3号)、本件修正申告がされた平成6年10月4日に時効が中断した。また、同日、物納申請に係る相続税について、その徴収を猶予する本件物納決議2がされたことから、同月5日から平成14年11月15日付けで本件物納申請2が却下されるまでの間は、徴収の猶予により時効が進行しない。そして、平成16年5月31日付けで本件雑種地の差押えがされたことによって時効中断し、その差押えは現在も継続中である。

したがって、本件申告及び本件修正申告に係る相続税の消滅時効は完成していない。

#### イ 本件各徴収猶予決議の有効性

原告は、本件各徴収猶予決議が存在しない、あるいはこれらの決議につきBに通知されていない以上、徴収猶予の効力が生じていないと主張するが、この点に関する原告の主張は理由がない。

(ア) 物納申請に伴う徴収猶予に関する決裁権限は、枚方税務署長から統括官に委任されており、本件各徴収猶予決議は、枚方税務署長から決裁権限の委任を受けた統括官が専決したものである。

(イ) 相続税の徴収の猶予について物納申請者に対する通知を要する旨の規定はなく、徴収の猶予について通知されないことにより物納申請者が格別の不利益を被るとは考え難いことなどを踏まえると、徴収猶予の効力は、税務署長の徴収猶予決議によって生じ、物納申請者への通知が効力の要件となるものではない。また、この点を措くとしても、枚方税務署においてその事務処理を担当していた国税徴収官は、Bに対し、徴収猶予通知書を普通郵便で発送し、これが返戻された事実はないというのであるから、Bに対し、徴収猶予通知書が送付され、到達したと認められる。

なお、文書発送記録簿が現存しないのは、保存期間経過のためにすぎない。

(4) 争点4(本件差押解除通知書により、本件担保物処分差押書記載の差押えに係る原告の滞納国税の全額が消滅したか否か)

(原告の主張の要旨)

本件差押解除通知書は、本件担保物処分差押書記載の4つの相続税の全額が消滅した旨の意思表示である(徴収法79条1項1号)。したがって、原告が本件差押解除通知書を受領した時点で、同相続税は全額が消滅し、同時点における滞納国税は平成7年度申告所得税19万3171円及びこれに対する平成7年度から平成25年度までの延滞税(年14.6%)であり、これらの合計は約80万円となる。

そうすると、原告が本件差押解除通知書を受領した後の平成25年7月分から平成25年11月分までの5か月分の賃料(17万8048円×5か月=89万0240円)の取立て及び充当により、上記申告所得税及び延滞税は全て消滅したことになる。

したがって、以降の賃料、すなわち平成25年12月分から平成27年12月分までの賃料債権の取立額44万51200円(25か月分)は徴収すべき国税の額を超えた取立てであり、法律上の原因を欠くから、その一部である14万24384円(8か月分)の返還を求める。

(被告の主張の要旨)



本件差押解除通知書は、滞納国税の全額が消滅した旨の意思表示を含むものではなく、そのように解する法令上の根拠もない。

原告は、徴収法79条1項1号を挙げて、滞納国税が消滅したと主張するが、本件担保不動産の差押えを解除したのは、その所有者であるDを債務者とする先順位の抵当権が設定されており、次順位の原告を債務者とする抵当権に配当される見込みがなくなったことによるものである。すなわち、本件担保不動産の差押えの解除は、同項2号に該当することを理由とするものであり、同項1号の場合に該当するために差押えを解除したものではない。

(5) 争点5 (本件賃料債権差押処分1に基づき平成16年7月分から平成27年12月分(138か月分)までの賃料債権が全て取り立てられたか否か)

(原告の主張の要旨)

被告は、本件賃料債権差押処分1に基づき、平成16年7月分から平成27年12月分(138か月分)までの賃料債権を取り立てておきながら、そのうち71万2192円(4か月分)について国税への充当を怠っている。

したがって、当該4か月分の賃料債権の取立ては法律上の原因を欠くものであるから、その返還を求める。

(被告の主張の要旨)

本件賃料債権差押処分1の対象となる本件宅地の原告持分に係る平成16年7月分から平成27年12月分まで138か月(2457万0624円)の賃料のうち4か月分(71万2192円)については、第三債務者であるLがいまだ支払わないため取立て未了であるにすぎない。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件配当処分の取消訴訟の適法性(不服申立前置の遵守の有無))について

本件配当処分は、国税に関する法律に基づく処分であるが、不服申立てをすることができるものに該当するところ、その取消しを求める訴えは審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないとされ(通則法115条1項本文)、さらに、配当処分に係る審査請求は換価代金等の交付期日までにしなければならないとされる(徴収法171条1項4号)。

そして、本件配当処分の換価代金等の交付に係る期日は令和元年8月16日午前10時とされていたから(上記前提事実(6)イ)、本件配当処分に係る不服申立ては、換価代金等の交付期日である同日同時刻までにしなければならないところ、原告が本件配当処分の取消しを求めて本件審査請求をしたのは、令和2年2月17日であるから(上記前提事実(6)ウ)、本件審査請求は、不服申立期間が経過した後にされた不適法なものといわざるを得ない(なお、同審査請求については、同年5月11日、不服申立期間が経過した後にされた不適法なものであるとして、却下の裁決がされている(上記前提事実(6)ウ))。

また、本件について、審査請求についての裁決を経ずに訴えを提起できる場合(通則法115条1項ただし書)に該当するような事情も見当たらない。

したがって、不適法な審査請求についてこれを却下する旨の裁決がされた場合に不服申立前置を遵守したとはいえない以上、本件配当処分の取消訴訟は、不服申立前置の遵守を欠くものとして不適法である。

2 争点3 (別表滞納国税3(第一次相続に係る相続税のうち本件各物納申請に係る部分)について時効により消滅したか否か)について

(1) 国税の徴収権の時効は、納税の猶予に係る部分の国税につきその猶予がされている期間内は進行しない（通則法73条4項）ところ、別表滞納国税3に係る納税の猶予の存否について、原告は、（ア）本件各物納申請は、申請書の徴収猶予決議欄で決裁を受けていないことから、本件各物納申請に係る相続税についての徴収猶予決議が存在しない、（イ）仮に存在したとしてもBに対する通知がされていないから、本件各物納申請に係る相続税について徴収猶予があったことによって時効が停止することはない旨を主張する。

そこで、まず上記（ア）について検討する。第一次相続当時から、相続税法は税務署長が一定の要件を充足したと認めて許可した場合に限り物納を認めることとしており（相続税法41条1項、通則法34条3項）、その審査には一定の期間を要することとなるため、その期間は徴収を猶予することができることとされている（平成18年法律10号による改正前の相続税法42条5項（現32項）、40条1項）。このような相続税の納税義務者による物納申請に伴う徴収猶予は、本来的には税務署長の権限に属するが、税務署処務規程（昭和48年訓令第13号）により、枚方税務署については本来の権限者である署長の委任を受けた統括官が行う（専決）とされていることが認められる（乙14〔税務署処務規程18条1項1号、別表第3表の3の(96)〕）。そして、①本件物納申請1に係る申請書の「徴収猶予決議」欄には、徴収猶予決議日の記載及び統括官の押印（乙6）が、②本件物納申請2に係る徴収猶予決議書には、本件徴収猶予決議2を行う旨の記載及び統括官の押印（乙10）が、それぞれ認められる（上記前提事実（2）イ、エ）。また、③担当国税徴収官は、本件各物納申請に係る相続税についての徴収猶予決議がされた旨を陳述書で明らかにしており（乙7、11）、これを覆すに足りる的確な証拠もない。これらを踏まえると、本件各物納申請に係る相続税について、本件各徴収猶予決議が権限を有する者によって適法にされたと認められる。

この点につき、原告は、本件各徴収猶予決議に係る通知書の文書発送記録簿が現存しないことから、本件各徴収猶予決議は存在しないと主張する。しかしながら、文書発送記録簿は国税庁行政文書取扱規則上の簡易決議簿兼行政文書発送記録簿に該当し（乙18、乙19）、その保存期間は5年（乙20）であることが認められるから、本件各徴収猶予決議に係る文書発送記録簿は本件徴収猶予決議2がされてから5年が経過した平成11年10月頃にはいずれも保存期間が経過したと推認される。本件各徴収猶予決議に係る通知書は発送したが、文書発送記録簿については保存期限が経過しており現存していない旨述べる担当国税徴収官の陳述書（乙7、11）の内容は、上記保存期間の定めと整合するものである。

以上のとおり、本件各徴収猶予決議に係る通知書の文書発送記録簿が現存しないのは保存期間の経過によるものであるから、同記録簿が現存しないとの事実によって本件各徴収猶予決議が存在するとの上記認定判断が左右されるものではない。この点については、既に従前の訴訟において同旨の説示がされているところである（上記前提事実（5）ア）。

(2) 次に上記（イ）について検討すると、①相続税の徴収猶予は、税務署長又はその委任を受けた統括官が物納申請についての処分をするまでの間、その裁量によりするものであって、徴収猶予の申請に基づくものではなく、徴収猶予につき物納申請をした者への通知を要する旨の規定はないこと、②物納申請をした者にとって、申請についての処分がされるまでの間、申請に係る相続税について督促や滞納処分が行われないと期待するのが通常であると考えられ、徴収猶予はその期待に添う予測可能な措置であって、徴収猶予の通知がされないことに

よって物納申請者が格別の不利益を被るとは考えられないことに照らすと、徴収猶予の効力は税務署長又はその委任を受けた者の徴収猶予決議によって生じ、物納申請者への通知が効力発生要件となるものではないと解するのが相当である。原告の主張はこれと異なる前提に立つものであって失当である。

この点を措いても、枚方税務署の担当国税徴収官は、Bに対し、徴収猶予通知書を普通郵便で発送し、これが返戻されたことはない旨を陳述書で明らかにしているところ（乙7、11）、我が国の郵便事情に照らせば、Bに対し、徴収猶予通知書が送付され、到達したと認められるから、いずれにせよ原告の主張は採用することができない。この点については、既に従前の訴訟において同旨の説示がされているところである（上記前提事実（5）イ）。

(3) 以上のとおり、本件各物納申請に係る相続税について、本件各徴収猶予決議がされたことが認められる。

その前提で、別表滞納国税3（第一次相続に係る相続税のうち本件各物納申請に係る部分）の消滅時効の成否について検討すると、本件申告に係る相続税の法定納期限は平成3年12月24日であるが、同月27日、本件徴収猶予決議1がされたことから、同日から平成14年11月15日付けで本件物納申請1が却下されるまでの間（上記前提事実（2）オ）は、徴収の猶予により時効が進行しない（通則法73条4項）。そして、別表滞納国税3について、平成16年5月31日付けで本件雑種地の差押えがされたこと（上記前提事実（2）カ）によって時効中断し（通則法72条3項、改正前民法147条2号）、その差押えは現在も継続中である。

また、本件修正申告に係る相続税の法定納期限は平成3年12月24日であるが、本件修正申告がされた平成6年10月4日に承認により時効が中断した（通則法72条3項、改正前民法147条3号）。また、同日、本件物納決議2がされたことから、同月5日から平成14年11月15日付けで本件物納申請2が却下されるまでの間（上記前提事実（2）オ）は、徴収の猶予により時効が進行しない（通則法73条4項）。そして、別表滞納国税3について、平成16年5月31日付けで本件雑種地の差押えがされたこと（上記前提事実（2）カ）によって時効中断し、その差押えは現在も継続中である。

したがって、本件申告及び本件修正申告に係る相続税の消滅時効は完成してない。本件各物納申請に係る相続税が時効で消滅したと主張して被告に対し不当利得の返還を求める原告の請求は理由がない。

3 争点4（本件差押解除通知書により、本件担保物処分差押書記載の差押えに係る原告の滞納国税の全額が消滅したか否か）について

原告は、平成25年6月24日付けの本件差押解除通知書（甲8）により、本件担保物処分差押書記載の差押えに係る原告の滞納国税の全額が消滅したことを前提に、平成25年12月分から平成27年12月分までの賃料債権の取立額445万1200円（25か月分）は徴収すべき国税の額を超えた取立てであり、法律上の原因を欠くと主張する。

しかしながら、本件差押解除通知書は、本件担保不動産の差押えの解除を通知するものでなく、差押えに係る滞納国税の納付義務を免除したり滞納国税を消滅させたりする意思表示ではない。また、他に上記滞納国税の消滅をうかがわせる事情はない。

原告は、徴収法79条1項1号をもって、差押えに係る滞納国税が消滅したと主張する。しかしながら、同号は、納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が

消滅したときに、差押えを解除する旨定めるものであって、差押えを解除することができる場合の1つを例示したものであるに過ぎない。換言すれば、差押えの解除がされたからといって、直ちに差押えに係る滞納国税が消滅したことを意味することとなるものではない。むしろ、甲3及び4によれば、本件担保不動産には、原告を債務者とする抵当権に先立ってDを債務者とする抵当権が設定されていることが認められるから、本件担保不動産から原告を債務者とする相続税債権を徴収する見込みがなくなったと推認することができ、本件差押解除通知者は徴収法79条1項2号に基づき差押えを解除した旨を通知するものと解するのが合理的である。なお、本件差押解除通知書が担保の解除（国税通則法施行令17条）を通知したものであることとは、本件担保不動産に依然として担保権が設定されていることから明らかである。

そうすると、差押えに係る滞納国税が消滅したことを前提として被告に対し不当利得の返還を求める原告の請求は、その前提が認められず理由がない。

4 争点5（本件賃料債権差押処分1に基づき平成16年7月分から平成27年12月分（138か月分）までの賃料債権が全て取り立てられたか否か）について

(1) 原告は、被告が、本件賃料債権差押処分1に基づき、平成16年7月分から平成27年12月分（138か月分）までの賃料債権を取り立てていることを前提に、そのうち71万2192円（4か月分）について国税への充当を怠っているとして、上記4か月分の賃料相当額71万2192円の利得につき法律上の原因を欠くと主張する。

(2) そこで検討すると、証拠（乙17）によれば、大阪国税局徴収職員が本件賃料債権差押処分1に基づいて取り立てた賃料債権は、平成16年7月分から平成27年8月分までの134か月分であり、同年9月分から同年12月分までの4か月分は、第三債務者Lが支払わないため取立てが未了であることが認められ、他方で、同職員が同4か月分の賃料を取り立てたことをうかがわせる積極的な証拠はない。被告が同4か月分の賃料債権の取立てのための法的手続を執ったことを窺わせる証拠もないものの、取立てのためにどのような手段を執るかは回収可能性やそれに要する経費を勘案して総合的に判断されることであるから、そのことから全額を回収したことが推認されることとなるわけではない。

そうすると、同4か月分を含め138か月分の全ての取立てが完了していることを前提として被告に対し不当利得の返還を求める原告の請求は、その前提が認められず理由がない。

第4 結論

よって、原告の訴えのうち、令和元年8月9日付け配当計算書記載の配当処分の取消しを求める部分は不適法であるから却下し、その余の請求はいずれも理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 森鍵 一

裁判官 日比野 幹

裁判官 岡田 総司

(別紙)

指定代理人目録

石間 大輔、井上 裕貴、小泉 雄寛、美馬 本進、原口 真澄、濱田 良子、永濱 雅幸

以上

(別紙)

## 関係法令等の定め

### 1 国税徴収法（以下「徴収法」という。）

- (1) 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押えを解除しなければならない（79条1項）。
  - 一 納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき。
  - 二 差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなったとき。
- (2) 税務署長は、有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭を徴収法第5章第4節の定めるところにより配当しなければならない（128条1項2号）。
- (3) 通則法43条3項により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合等におけるこの法律（159条2項、第173条及び前2条を除く。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする（184条）。
- (4) 滞納処分について、換価代金等（差押財産等の売却代金及び債権差押え等により第三債務者等から給付を受けた金銭をいう。129条1項）の配当に関し欠陥があることを理由としてする不服申立て（通則法11条又は77条の規定により不服申立てをすることができる期間を経過したもの及び同法75条3項又は4項の規定による審査請求を除く。）は、これらの規定にかかわらず、換価代金等の交付期日まででなければ、することができない（171条1項4号）。

### 2 通則法

- (1) 国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継ぎを受けることができる（43条3項）。
- (2) 国税の徴収権の時効については、通則法第7章第2節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する（72条3項）。
- (3) 国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る部分の国税（当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない（73条4項）。
- (4) 国税に関する法律に基づく処分（80条3項に規定する処分を除く。）で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない（115条1項）。
  - 一 国税不服審判所長又は国税庁長官に対して審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても裁決がないとき。
  - 二 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - 三 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 国税徴収法施行令（以下「徴収法施行令」という。）49条1項

配当計算書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 滞納者の氏名及び住所又は居所
- 二 配当すべき換価代金等（徴収法129条1項に規定する換価代金等をいう。以下同じ。）  
の総額
- 三 差押えに係る国税（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあっては、特定参加  
差押えに係る国税）の金額、配当の順位及び金額その他必要な事項
- 四 債権現在額申立書を提出した債権者及び徴収法130条2項後段（債権額の確認方法）の  
規定により確認した債権者の氏名及び住所又は居所、債権金額、配当の順位及び金額その他  
必要な事項
- 五 換価代金等の交付の日時

以上

別紙、別表 省略